

第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画 (素案)

令和 8 年 ● 月
寝屋川市教育委員会

第 1 章 寝屋川市子ども読書活動推進計画について

平成 13 年 12 月に公布施行された『子どもの読書活動の推進に関する法律』では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とされています。

本市では、国が定める「子ども読書活動推進計画」を基本とし、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進していくため、平成 18 年 3 月に「第 1 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定して以降、「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」、「第 3 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

第2章 これまでの取組

1 寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組状況について

「第1次寝屋川市子ども読書活動推進計画」では、乳幼児の読書推進に重点を置いた取組を進め、東図書館子ども図書室の整備や赤ちゃんに絵本を贈ろう事業（令和3年度から名称変更：乳幼児への絵本贈呈事業）等により、児童書の貸出増加や親子来館者の増加等の成果をあげることができました。

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」では、読書のきっかけづくりや読書の習慣化に重点を置いた取組を進め、読書通帳の配布や学校司書の配置等により、子どもたちの読書意欲を高めることができました。

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」（期間：令和3年度～令和7年度）では、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の取組を検証する中で、以下に掲げる4つの基本方針を定め、子どもの読書活動を推進してきました。

【第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の基本方針】

- ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握し、読書支援を行います。

2 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の主な取組と検証

第1節 家庭・地域における取組

(家庭・地域における推進)

	内容						
主な取組	(1)乳幼児への絵本贈呈事業として、乳幼児に0歳～3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本(4冊)を贈りました。 【令和6年度実績】 <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>1,661人</td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>令和5年度対象者 206人</td></tr> <tr> <td></td><td>令和6年度対象者 1,498人</td></tr> </table> (2)地域交流スペース(ブランチ)、サービスゲートに絵本・児童書等を配架することにより、図書館以外の場所で図書館の本に触れる機会を創出しました。 (3)図書館ボランティア団体と子どもの読書推進活動等について意見交換を行いました。 (4)市公式SNSを積極的に活用することにより、講座・行事等の効果的な周知を図りました。 (5)図書館への来館が困難な方々が移動図書館や配送事業などを利用していただけるように、民生委員・児童委員(地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行うボランティア)に対し、図書館サービスの周知を行いました。	対象者	1,661人	申請者	令和5年度対象者 206人		令和6年度対象者 1,498人
対象者	1,661人						
申請者	令和5年度対象者 206人						
	令和6年度対象者 1,498人						
上記に係る検証	(1)ブックスタート事業としての乳幼児への絵本贈呈事業は、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを深めることにつながっています。 (2)地域交流スペース(ブランチ)、サービスゲートに絵本・						

	児童書等を配架することにより、市民の読書環境の充実が図れています。今後は、子育てサロンや子ども食堂などの実態を把握して、市全体での読書推進の取組を深めていく必要があります。 (3) 図書館行事や地域での絵本の読み聞かせは、図書館ボランティア団体と連携・協力して取り組んでいます。 (4) 情報発信を工夫することにより、行事への参加者が増加しています。 (5) 図書館サービスについて、広報等による当事者への周知だけでなく、必要な人へサービスが届くよう地域の支援者などへの周知・啓発も、継続して行っていく必要があります。
--	---

(図書館における推進)

項目	内容										
主な取組	(1)定例事業として実施する絵本の読み聞かせ等の子ども読書活動推進事業や、児童文学講座、おはなし入門講座等の各種講座を開催しました。										
	【令和6年度実績】										
	<table><tr><th>講座名</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>子どもの本に関するワークショップ</td><td>26人</td></tr><tr><td>児童文学講演会</td><td>17人</td></tr><tr><td>おはなしの入門講座</td><td>16人</td></tr><tr><td>児童文学地域講座</td><td>316人</td></tr></table>	講座名	参加者数	子どもの本に関するワークショップ	26人	児童文学講演会	17人	おはなしの入門講座	16人	児童文学地域講座	316人
	講座名	参加者数									
	子どもの本に関するワークショップ	26人									
	児童文学講演会	17人									
	おはなしの入門講座	16人									
	児童文学地域講座	316人									
	(2)駅前図書館閉館後（令和6年12月末）も、駅前図書館で開催していた子ども向け行事（絵本の読み聞かせ等）を中央図書館で開催しました。また、令和6年4月に開館した地域交流スペース（ブランチ）では、新たに絵本の読み聞かせ等を定例行事として開始しました。										
	(3)大阪府立図書館等が主催するレファレンス研修に参加し、知識・技術の向上を図りました。										
(4)こども図書館について、本・備品等の搬出、工事の着工など、令和8年春の開館に向けた準備を進めました。											
(5)令和3年8月に開館した中央図書館では、利用者のニーズに応じた本の展示（ビジネス関連本やライトノベルの特別配架）を行いました。また、中央図書館を拠点とした図書館ネットワークにより、分館・分室・移動図書館での図書館サービスを推進するとともに、郵便局等で本の受取・返却ができる配送事業により、図書館への来館が困難な方々への図書館サービスの充実を図りました。											
(6)講座や行事等の参加で中央図書館に来館された方に対											

	し、図書館の利用方法等を含めた、図書館見学を実施しました。 (7)児童生徒の読書意欲の向上を図るため、読書通帳の配布対象を個人から学校単位に拡充しました。 (8)保育所園、幼稚園、認定こども園、小中学校、留守家庭児童会等へ団体貸出を実施しました。小学校での移動図書館の受入を拡充しました。 (9)小中学校と連携して、おとどけ Books 事業の推進に取り組みました。また、学校司書と連携して、100 冊～200 冊のパック貸し（学校図書館図書配送事業）を実施しました。 【おとどけ Books 事業の実績】 <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>貸出冊数</td><td>3,160 冊</td><td>3,619 冊</td><td>6,712 冊</td></tr></table> (10)電子図書館サービスにより、図書館に来館することなく読書ができる環境を整備しました。		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	貸出冊数	3,160 冊	3,619 冊	6,712 冊
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度						
貸出冊数	3,160 冊	3,619 冊	6,712 冊						
上記に係る検証	(1)(2)定例的な絵本の読み聞かせや各種講座等の開催により、読書に親しむ機会の充実が図れています。 (3)研修の受講により、司書としてのスキルアップが図れておりますが、引き続き、OJT も含めた取組が必要です。 (4)今後は、こども図書館を拠点として、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。 (5)配送事業は、高齢者等の図書館への来館が困難な方々にとって、有益なサービスであり、引き続き、周知・啓発に努める必要があります。 (6)図書館非利用者の利用促進を図るため、図書館の利用方法を含めた図書館見学など、様々な利用促進策を検討していくことが必要です。 (7)読書通帳の活用は、読書のきっかけづくり、読書の定着								

	化につながっており、学校全体での取組が進んでいます。 (8)団体貸出の実施により、学校園等の蔵書の充実が図られています。 (9)おとどけ Books 事業、学校図書館図書配送事業の実施により、中央図書館の本が児童生徒に届くようになり、子どもたちの読書環境の充実が図れています。 (10)電子図書館については、YA 世代も含め、引き続き、周知・啓発を図ることが必要です。一方で、電子図書と紙媒体の本を今後どのように併用していくかが課題となっています。
--	--

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における推進

(幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター等)

項目	内容				
主な取組	(1)幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは、絵本コーナーを設置し、児童・保護者に貸出を行いました。 (2)絵本コーナーの置き方を工夫して年齢や興味に合った絵本を手に取りやすくしました。 (3)中央図書館の団体貸出を活用して、絵本コーナーの充実を図りました。 (4)図書館ボランティア団体や地域人材等による絵本の読み聞かせを開催しました。 (5)保護者に対しては、園だより、保育参観、懇談会等で家庭での読み聞かせの大切さを伝えました。 (6)市内就学前施設の児童が市立図書館を訪問する図書館探検事業を実施しました。 【令和6年度実績】 <table> <tr> <td>開催回数</td><td>24回</td></tr> <tr> <td>参加者数</td><td>583人</td></tr> </table>	開催回数	24回	参加者数	583人
開催回数	24回				
参加者数	583人				
上記に係る検証	(1)～(3)絵本コーナーの設置により、子どもたちが絵本に親しむ環境が整い、また、図書館の団体貸出の活用により、絵本コーナーの充実が図れています。 (4)絵本の読み聞かせにより、子どもたちの読書への興味や関心が広がっています。 (5)保護者に対しては、引き続き、読み聞かせの大切さや楽しさを広く啓発していくことが必要です。				

	(6)図書館探検により、児童が図書館を知る機会につながり、本に対する興味を高めることができています。
--	--

(学校)

項目	内容
主な取組	(1)各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進に努めました（朝読の推進、国語の授業での並行読書、ポップの製作、ビブリオバトルの開催、図書委員会活動の支援など）。 (2)各校の学校図書館の開館や蔵書状況の把握に努め、タブレット端末の活用を促進する取組の啓発に取り組みました。 (3)司書教諭・学校司書・教員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、中央図書館と連携して知識・技術の向上に努めました。 (4)学校図書館の蔵書の充実に努め、中央図書館と連携し希望する本の提供に努めました。 (5)児童生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、絵の本ひろばの開催をはじめ、教員やボランティア団体による読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークに触れる機会を設けました。 (6)おとどけ Books 事業や学校図書館図書配送事業により、子どもの読書環境の充実に努めました。 (7)・(8)読書環境の充実のため、団体貸出の利用や移動図書館車の受入、読書通帳の普及・啓発に努めました。 (9)図書館ボランティア団体と連携して、読み聞かせの実施など、読書活動の推進に取り組みました。
上記に係る検証	(1)各校の司書教諭と学校司書が連携しながら、児童生徒の読書活動に継続的に取り組んでいます。

	(2)各校の学校図書館の開館や蔵書状況等について、現状把握ができています。また、中央図書館と連携・協力し、タブレット端末の活用を促進する取組の啓発に取り組んでいます。 (3)中央図書館と連携して学校図書館連絡会を開催し、情報共有や連携体制の強化が図れています。また、研修会等への参加を通じて、学校図書館に関する知識及び技術の向上につながっています。 (4)蔵書の充実に努めるとともに、希望する本の貸出対応を行うなど、児童生徒のニーズに合わせた対応ができています。 (5)学校司書が教員と連携・協力し、児童生徒が読書の楽しさに触れられるような取組の推進ができています。 (6)各校への新聞配備とともに、おとどけ Books 事業、学校図書館図書配送事業の実施により、「調べ学習」、「ディベート教育」の充実が図れています。 (7)・(8)団体貸出や移動図書館の受入により、児童生徒が様々なジャンルの本に触れる機会の提供が図れています。 (9)図書館ボランティア団体の学校での活動を通じて、児童生徒が読書に親しむ機会の提供が図られています。
--	--

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

項目	内容
主な取組	(1)障害のある子どもにとっても図書館が身近な存在となるように、手話による絵本の読み聞かせなど、障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催しました。 (2)支援学校で絵の本のひろばを開催し、本に触れる機会の創出を図りました。 (3)朗読ボランティア、点訳ボランティアと連携を図り、資料（点字図書・デージー図書）の収集・充実に努めました。 (4)多様な形態の資料（点訳絵本、布の絵本、大活字本、デージー図書等）や外国語で書かれた本の収集に努めるとともに、館内に展示することで周知を図りました。 (5)市の国際交流協会と連携して、外国語の絵本を並べた本展、外国語絵本の読み聞かせを実施しました。
上記に係る検証	(1)手話による絵本の読み聞かせは、障害の有無を問わず参加できる行事であり、多様な子どもたちの読書活動を支える取組として重要です。 (2)絵の本のひろばの開催により、図書館への来館が困難な方への読書支援が図れています。 (3)点字図書やデージー図書の配架をはじめ、拡大読書器、音声読書器などの整備により、支援を要する子どもたちが、読書を楽しむ環境が整ってきていますが、市民への理解啓発も含め、多様な子どもたちの読書環境の充実により一層図っていく必要があります。 (4)・(5)外国語を母語とする子どもへの支援については、外国語で書かれた本の工夫した図書館での展示、関係機関との連携などを通じて、引き続き、図書館での読書活動の支援に取り組んでいく必要があります。

第3章 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画

1 計画策定にあたって

(1) 趣旨

第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画では、第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画における課題、子どもの読書環境を取り巻く状況、本市の教育の方向性等を踏まえ、基本方針を定め、新たに開館することども図書館とともに計画を推進していくこととします。

(2) 子どもの読書環境を取り巻く状況

ア 計画関係

○第5次子どもの読書活動推進計画（基本方針）【国】

令和5年度から令和9年度までの5年間で、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点を考慮して、社会全体で子どもの読書活動を推進することを目的とした国の計画です。

○第4次子どもの読書活動推進計画（基本方針）【大阪府】

令和3年度から令和7年度までの5年間で、発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取り組むことを目的とした大阪府の計画です。

○第6次学校図書館図書整備等5か年計画（概要）【国】

令和4年度から令和8年度までの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書

の配置拡充を図ることを目的とした国の計画です。

イ 法律関係

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律【国】

令和元年 6 月施行。視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者の方も読書に親しむことができる社会を推進することを目的とした法律です。読書バリアフリー法の名称で呼ばれています。

○こども基本法

令和 5 年 4 月施行。全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めた法律です。

ウ その他

○GIGA スクール構想【国】

子どもたちに、1 人 1 台のタブレット端末を配備し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での学習活動の充実を、より一層図ることで、全ての子どもたちの「考える力」を育む事業です。本市では、令和 2 年度に児童生徒 1 人 1 台端末の配備を完了しています。

(3) 本市の教育の方向性

令和 6 年 3 月に策定した寝屋川市教育大綱では、子どもたちが将来、自らが身に付けた論理的思考、考える力を活用し、自らの可能性を広げ、感性や創造性を最大限に発揮することが出来るよう、ディベート教育を中心に据え、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性を醸成していくことを掲げています。

ディベート教育に関しては、寝屋川市教育大綱の視点を踏まえ令和 6 年 8 月に策定した、寝屋川市教育大綱実施計画に、次のように記載されています。

＜教育大綱実施計画―「考える力の育成」―ディベート教育等の特色ある「寝屋川教育」の推進＞

教育改革 重点取組	構成取組	内容
ディベート教育等の特色ある「寝屋川教育」の推進	ディベート教育の推進	子どもたちの論理的思考力や問題解決能力、情報選択能力等の育成を目指し、小学校低学年では対話の素地を育み、小学 4 年生から中学 3 年生で「ディベート教育」に取り組みます。
	就学前教育の推進	「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」に基づき、各年齢に応じた「考える力」の育成につながる取組や、教育・保育環境の充実を図り、0 歳から 15 歳までの 15 年一貫した寝屋川教育を推進します。

2 計画の目的

家庭・地域・学校園・こども図書館等と連携して、子どもの読書環境を整備するとともに、子どもが生涯にわたって、読書に親しむことができるように発達段階に応じた読書活動を推進します。

3 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 基本方針

- (1) こども図書館とともに発達段階に応じた読書活動を推進します。
- (2) 図書館司書・学校司書・学校図書館・との連携により読書活動・ディベート教育を推進します。
- (3) 子どもを支援する様々な団体・機関等と連携を図り、市全体で読書活動を推進します。
- (4) 多様な子どもたちの読書の機会を確保します。

5 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画基本方針に基づく取組

(1) 家庭・地域における取組

ア 家庭・地域における読書活動の推進

(考え方)

乳幼児期の読書習慣の定着を図るため、子どもが本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせなどを推奨し、保護者の読書への関心を高めていきます。市全体で子どもの読書活動を支えていくために、アウトリーチの機会を増やす等の取組を進めていきます。

	取組内容	実施区分
1	乳幼児への絵本贈呈事業により、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを推進します。	継続
2	図書館ボランティア団体と連携・協力することにより子どもの読書活動を推進します。また、読み聞かせ活動等の一層の充実を図るため、図書館ボランティア団体のスキルアップに取り組みます。	新規
3	子育てサロンや子ども食堂、留守家庭児童会などへの本の提供や絵本の読み聞かせ等の行事の開催により、アウトリーチによる読書活動に取り組みます。	拡充
4	年齢や発達段階に応じた絵本リストを作成し、乳幼児健診会場等で配布します。	継続
5	市公式 SNS を積極的に活用することにより、講座・行事等の効果的な周知を図っていきます。	継続

イ 図書館における読書活動の推進

(考え方)

図書館が実施する事業を通して、子どもや保護者が図書館に来館する機会が増えるよう、また、図書館以外の場所でも読書活動ができるよう、子どもの読書への関心を高める図書館事業の充実を図っていきます。

	取組内容	実施区分
1	赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる絵本の講座、児童文学について理解を深める児童文学講座等の開催の他、図書館等で定例行事として定着している絵本の読み聞かせを継続していきます。	継続
2	子どもたちが読書に興味や関心を持てるように幅広いジャンル、作品の計画的な収集に努めます。	継続
3	読書活動に関する様々な情報を提供するとともに、研修等を活用して、利用者の相談に応じるレファレンス能力の向上に努めます。	継続
4	令和9年3月開館予定の生涯学習（多機能）施設（アドバンス1号館5階）と連携して、講演会や行事・イベント等の開催、本の展示をすることにより、図書館の利用促進を図ります。	新規
5	「図書館司書が推薦する本のリスト」を定期的に発行・周知することにより、読書習慣の定着を図ります。また、併せて、配送事業やおとどけBooks事業をリストに掲載することにより、図書館ネットワークを活用した読書活動の推進につなげます。	新規
6	児童生徒の読書習慣の定着を図るため、学校・	継続

	学校司書と連携して読書通帳の活用を推進していきます。	
7	子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、学校・保育所園等からの図書館見学、中学生の職場体験の受入に積極的に協力します。	継続
8	電子図書館の利用促進に向け、電子図書館活用講座を開催するなど、電子図書館の普及・啓発に向けた取組を行います。	継続
9	図書館を利用しない方へのきっかけづくりや、図書館分館・分室の利用促進を図るため、読書キャンペーンの取組を行います。	拡充
10	図書館サービスの質の向上を図るため、大阪府立図書館等が主催する研修に積極的に参加します。また、研修に関する情報は、学校司書・司書教諭とも共有します。	継続
11	【こども図書館】 子ども司書養成講座を開催し、読書や図書館活用の楽しさを伝える役割を担う児童生徒を養成することによって、同年代の子どもの図書館活用の促進を図ります。子どもの視点に立った読書活動を推進します。	新規
12	【こども図書館】 学校司書と連携して、ディベート教育、調べ学習に活用できる本の収集、リストの整理に努めます。また、学校・保育所園への団体貸出を支援します。	新規
13	【こども図書館】 子育て関連の本や受験の参考になる本などを	新規

	配架することにより、子育て世代や学生も利用しやすい施設とします。中高生世代のための図書のコーナーを設け、来館や利用につながる企画・展示を行います。	
14	【こども図書館】 本の配架を工夫する（表紙を見せる、ジャンルでそろえる、子どもの目線に並べるなど）ことにより、子どもや保護者が本を選びやすい読書環境を推進します。	新規
15	【こども図書館】 子育て関連の行事と併せて、司書による読書講座（絵本を紹介など）を開催することにより、子育て（保育士）と図書館（司書）が連携した取組を推進します。	新規

(2) 幼稚園・保育所園・学校等における取組

ア 幼稚園・保育所園・認定こども園等における読書活動の推進
(考え方)

幼稚園・保育所園・認定こども園等において、子どもの読書への
関心・意欲を高めるとともに、保護者に対し、家庭での読み聞かせ
等の意義を働きかけます。

	取組内容	実施区分
1	利用しやすい絵本コーナーの設置と充実をすすめる、絵本への興味や関心を深めることに努めます。図書館の団体貸出なども活用していきます。	継続
2	懇談やお便り等により、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義について啓発します。	継続
3	教諭・保育士や保護者が、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、乳幼児が絵本や紙芝居を見る楽しさやお話を聞く楽しさを味わえるようにしていきます。	継続
4	図書館について学び、本に対する興味を高めるため、市内就学前施設の児童が図書館を訪問する図書館探検事業を実施します。	継続
5	幼稚園及び保育所の児童及び保護者を対象に、公立保育施設の職員が絵本の読み聞かせを行い、絵本や読み聞かせに関する知識及び興味の向上を図ります。	継続
6	対話を重視した活動に取り組み、絵本や紙芝居を通して、いろいろな気持ちを感じ、心情面が育つよう促します。また、「聞く力の向上」や集中力を高め、コミュニケーション力の基礎となる力を養います。	継続

イ 学校等における読書活動の推進

(考え方)

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校図書館の環境整備に努め、読書活動を推進します。

	取組内容	実施区分
1	各校の司書教諭と学校司書が連携し、学校図書館の環境整備に努めます。学校での継続した読書活動により、児童生徒の本に対する興味を高める取組を進めていきます。	継続
2	各校での読書活動に加え、学校司書が1つのチームとなって、中央図書館・こども図書館と連携して読書活動を推進していきます。	継続
3	学校図書館の蔵書の充実に努めるとともに、中央図書館・こども図書館と連携して必要な本の提供に努めます。	継続
4	児童生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、教員等やボランティア団体による読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークに触れる機会を設けます。	継続
5	タブレット端末からの情報に加え、おとどけBooks事業や学校図書館図書配送事業等による中央図書館・こども図書館の本を活用した取組により、「調べ学習」「ディベート学習」のさらなる充実を図ります。	継続
6	読書の定着、読書意欲を高めるため、読書通帳の活用を推奨するとともに、学校図書館を軸として、発達段階に応じた読書活動の推進に努めます。	継続

7	中央図書館・こども図書館と連携して、読書活動推進のイベントを実施するなど、読書の楽しさや大切さを広く啓発していきます。	新規
---	---	----

(3) 多様な子どもたちの読書機会の確保に向けた取組

(考え方)

読書や図書館の利用に支援を必要とする子どもたちに対して、読書を楽しめるように環境を整えるとともに、多様性に配慮した読書活動の支援に取り組みます。

	取組内容	実施区分
1	読書に際して支援が必要な子どもたちが、読書を楽しめるよう、支援学級や支援学校等への本の貸出のほか、絵の本のひろばの開催により、読書活動の推進に努めます。	継続
2	デージー図書、LLブック、大活字本などの資料について、資料の展示や専門機器等の体験会を通して利用を促進します。	拡充
3	外国語で書かれた本への関心を高めるため、本展の開催のほか、関係機関と連携して行事等での周知を図ります。また、外国人等の日本語指導を必要とする子どもへの利用促進に向けた取組を推進します。	継続
4	支援が必要な子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちが豊かな読書活動を体験できるように、一人一人の子どもに合わせた本の提供や指導・支援に努めます。	継続